

笠間スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本会は、笠間スポーツコミッション（以下「笠間SC」という。）と称する。

(目的)

第2条 笠間市のスポーツ資源や特徴ある観光資源を生かし、スポーツ大会やイベントの招致、スポーツツーリズムの推進等を官民一体で行うことにより、本市のさらなるスポーツ振興及び地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 笠間SCは、前条の目的を達成するために次の事業を行うものとする。

- (1) スポーツ大会、イベント、合宿の誘致、開催支援に関すること。
- (2) スポーツツーリズムの推進に関すること。
- (3) 本市のスポーツ振興に関すること。
- (4) スポーツによる地域活性化の促進に関すること。
- (5) その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 笠間SCは笠間市及び、スポーツ団体、経済団体、観光団体、報道機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

2 構成機関は、別紙のとおりとする。

(役員)

第5条 笠間SCに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

2 会長は、笠間市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成機関に所属する者のうちから会長が指名する。

(アドバイザー)

第6条 会長は、第2条の目的の達成及び第3条の事業を推進するため、アドバイザーを置くことができる。

(役員の職務)

第7条 会長は、笠間SCを代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 役員の任期は、選任後2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

(総会)

第9条 会長は、総会を招集し、その議長となる。

2 総会は、次の事項について審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他、笠間SCの運営に係る重要な事項に関すること。

3 総会の議事は、出席構成機関の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、構成機関の全員が書面又は電磁的記録により意思表示を示した場合は、会議の議決があったものとみなす。

(事務局)

第10条 笠間SCの事務局は、笠間市教育委員会スポーツ振興課に置く。

2 事務局長は、笠間市教育委員会スポーツ振興課長をもって充てる。

(事業年度及び会計年度)

第11条 笠間SCの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第12条 笠間SCの資金は、次のとおりとする。

(1) 事業収入

(2) 負担金収入

(3) 補助金収入

(4) その他の収入

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、笠間SCの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、令和3年3月25日から施行する。

(附則)

1 この規約の変更は、令和3年10月6日から施行する。

(別紙) 構成機関

- ①笠間市スポーツ協会
- ②笠間観光協会
- ③笠間市商工会
- ④東日本旅客鉄道(株)
- ⑤(株)ムラサキスポーツ
- ⑥(株)茨城新聞社
- ⑦笠間自転車 de 街づくり協会
- ⑧明治安田生命保険相互会社
- ⑨笠間市
- ⑩(株)茨城県民球団

【参考】

(1) 役員

役職	氏名	所属等
会長	山口 伸樹	笠間市長
副会長	大嶋 保雄	笠間市スポーツ協会
監事	本間 敬	笠間観光協会
	岡村 浩	笠間市商工会

(2) アドバイザー

氏名	所属
原田 宗彦 氏	大阪体育大学学長 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構会長
西川 隆 氏	スケートボード日本代表監督（初代，在任中） 一般社団法人日本スケートボード協会理事 株式会社ムラサキスポーツマーケティング部
横山 純 氏	一般社団法人日本スケートボード協会専務理事 兼事務局長 ワールドスケートジャパン スケートボード委員会副委員長